

○過去の処分事例

《交通違反（事故）》

【飲酒運転】

学校種別	職名	年齢	処分	事故の概要
小学校	事務主任	48	懲戒免職	事故者は、平成20年3月、勤務終了後、自家用車で帰宅途中に、コンビニエンスストア2か所で焼酎二合瓶を購入し、当該店の駐車場に止めた自家用車内で焼酎二合を飲んだ後も運転を続け帰宅した。その後、自家用車で外出し、帰宅途中、市道左脇の防護柵及び電柱に衝突した。
中学校	教諭	30	停職 4か月	平成20年12月、飲食店でビール1杯と焼酎2杯を飲酒し、2軒目の飲食店で焼酎をボトル半分程飲酒した後、駐車場に止めてあった自家用車に戻り40分程度休憩した後、駐車場から自車を発進させ市内を走行中、警察官に停止を求められ、酒気帯び運転で逮捕された。
小学校	教諭	28	停職 4か月	平成20年12月、有料駐車場に自家用車を置いたまま、1軒目の飲食店でビールを中ジョッキ5杯、2軒目の飲食店でビールを中ジョッキ1杯飲酒した。 その後、3軒目の飲食店で食事をしながら2時間ほど滞在し、駐車場に戻り車内で10分程度休憩した後、自家用車を発進させ走行中、道路の縁石に乗り上げ、橋の欄干に衝突し横転した。通報により駆け付けた警察官により、呼気検査を受けた結果、酒気帯び運転と判定された。

【速度違反】

学校種別	職名	年齢	処分	事故の概要
中学校	教諭	46	減給 2か月	平成19年9月、自家用車を運転中、国道において法定速度時速60キロメートルのところ時速104キロメートルで走行し、法定速度違反をした。その後、同町内の国道で法定速度時速60キロメートルのところ時速100キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
小学校	教諭	38	減給 1か月	平成19年11月、出張で自家用車を運転中、国道において法定速度時速60キロメートルのところを時速94キロメートルで走行し、法定速度違反をした。 なお、平成17年9月に指定速度違反により戒告処分を受けている。
高等学校	教諭	50	減給 1か月	平成21年5月、出張の際、校長の承認を受けずに自家用車を使用し、町内の道道において、指定速度時速50キロメートルのところを、時速82キロメートルで走行し、指定速度違反をした。
中学校	教諭	29	減給 2か月	事故者は、平成20年4月、自家用車を運転中、国道において法定速度時速60キロメートルのところを時速103キロメートルで走行し、法定速度違反をした。 なお、平成19年10月に法定速度違反により戒告処分を受けている。
特別支援学校	教諭	49	減給 1か月	事故者は、平成19年5月、出張で自家用車を運転中、市道において指定速度時速40キロメートルのところを時速70キロメートルで走行し、指定速度違反をしたが、所属長に報告していなかった。

【その他】

学校種別	職名	年齢	処分	事故の概要
小学校	事務職員	24	減給 2か月	平成20年1月、私用で自家用車を運転中、国道において凍結していたため対向車線に飛び出し、進行してきた乗用車と衝突し、運転者の女性に加療約1ヶ月を要する傷害を負わせた。

学校種別	職名	年齢	処分	事故の概要
小学校	教諭	28	減給 2か月	平成20年3月、自家用車を運転中、信号機のない交差点で、左右道路の交通の安全を確認せず進行し、左方から進行してきた乗用車前部に自車左側面を衝突させ、運転者の男性に頸椎捻挫により加療約19日間を要する傷害を負わせ、同乗者の女性に頸椎捻挫により加療約19日間を要する傷害を負わせた。
小学校	教諭	41	減給 1か月	平成20年8月、私用で自家用車を運転中、北海道縦貫自動車道において、進路前方を進行中の自動二輪車の後部に自車右前部を衝突・転倒させ、運転者に加療約4週間を要する左手第5中手骨骨折等の傷害を負わせた。
中学校	教諭	49	停職 3か月	平成20年9月、私用で自家用車を運転中、自家用車の後部左側のストップランプが点灯していなかったことから、市内の市道において、巡回中の警察官に停止を命ぜられ、無免許運転が判明した。 運転免許は平成17年11月10日から失効していた。